



# 青色申告会の元気企業 人と動物の幸せのために — よしの犬猫病院 —

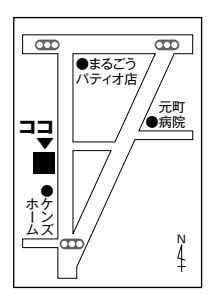
門病院として開院した。「人と動物が幸せに暮らすため、精一杯サポートします」がモットー。獣医になった動機は、小さい頃に犬を飼っていた「動物を自分で診察することができるようになった方がいいな」と思ったから。ちなみに現在、犬3匹、猫1匹を飼っているそうで、やっぱり動物好きだ。動物は病状を言葉で訴

癒やしや、孤独の解消などを求めてペットを飼っている人は多い。ペットが病気やケガをしたときに頼りになるのが動物病院だ。境港青色申告会の新しい会員である「よしの犬猫病院」に取材に行ってみた。



犬を診察している吉野晃先生

【事業所のあらまし】  
事業所名 よしの犬猫病院  
代表者 吉野 晃(よしの・あきら)  
所在地 境港市元町23 丸美ビル1F  
事業内容 獣医業(診療動物=犬・猫)  
診療時間 月曜日 10:00~13:00 (午後=手術・往診)  
水~日曜日 10:00~13:00  
15:00~19:00  
休診日 火曜日  
TEL 0859-21-7541



りがたかったことを思い出した。犬の平均寿命は15歳くらい。犬は狂犬病やフィラリアの予防接種が必要だ。狂犬病は法律で毎年接種することが義務づけられているが、鳥取県の接種率は不名誉な全国最下位。また、犬は散歩に行かないと筋力が低下してしまうため、散歩は不可欠だ。猫より手がかかる。

## モデル青色申告会を終了して

境港青色申告会会長 山本博敏

境港青色申告会は、2015(平成27)年度(第12期)の中国地区モデル青色申告会に指定され、ことし3月末で、1年間の指定期間が終了しました。私達はモデル青色申告会の活動方針として、▽会員増強▽各種事業、研修会などの開催▽広報活動の推進・充実▽女性部活動の充実―を掲げました。

最後に吉野先生は「ペットはかわいがって欲しいです。例えば、犬にしかつくと称して叩いたりしている、かむようになっていたりするので、決して良くないのです」と呼びかけた。褒めてしつけよう。

## 税務・会計 一口メモ...9 非課税所得

所得税は、暦年(1月1日~12月31日)を単位とする全ての所得を課税対象としています。社会通念上や国民感情などから所得税を課すのが適当でないものを非課税としています。これらの所得は「非課税所得」といいます。

## 知るか? 高齢者に関する諸問題①

### — 成年後見制度 —

境港青色申告会は、高齢者問題に関心を持っています。そこで、今回から3回に分けて、高齢者に関する諸問題を考察していきます。第1回は「成年後見制度」です。

高齢者になると、本人の自覚はともかく、判断能力や身体能力の衰えが確実にやってきます。判断能力の衰えた人を支える制度として、成年後見制度があります。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の三つがあり、制度を選べるようになっています。

家庭裁判所に選任された成年後見人・保佐人・補助人は、本人の行為に対して、代理、同意、取り消しなどを行って、保護し、支援します。

例えば、高齢者が悪質商法の被害に遭って、高額で不要な商品を購入したとき、この売買はなかったものとして、取り消せる場合があります。

売買を取り消すときは、クーリングオフ制度を使いますが、クーリングオフの期間が過ぎても、本人に意思能力が無かったとして、取り消しのできるときもあります(医師の診断書などが必要)。

一方、これらの取消権は、一般的な善意の相手にも取引(売買または修理などの工事)の不安を生じさせます。

従って、判断能力の衰えた高齢者に売買や工事などの取引を行うときは、見識のある親族などに関わってもらうことが無難なのではないでしょうか。(S)

非課税所得は、所得税法で規定され、他の法律にも規定され、詳細なご紹介はできませんが、例を上げると、次のようなものがあります。

- ① 少額の預金利子など
- ② 給与所得者が勤務先から受ける経済的利益▽通勤手当(通勤方法により限度額があります)▽制服、食糧など職務の性質上欠くことのできない現物給与など
- ③ 社会政策上の配慮によるもの(遺族年金、失業給付、生活保護のための給付など)
- ④ その他▽相続、贈与により取得するもの(相続税、贈与税が課税されます)▽オリンピック、パラリンピックの成績優秀者に交付される金品で財務大臣が指定するもの

非課税所得は、何らかの手続きを要することなく、課税対象から除外されています。(M)

会社の一部門としてご活用ください

あなたに代わってお仕事します

◎社会保険の標準報酬月額の時給決定

◎労働保険料の年度更新手続

◎給料計算・各帳票の作成

社会保険労務士 岩佐事務所

労働保険事務組合 マイ・オフィス

〒684-0033 境港市上道町2115-3 TEL 0859-44-3780

不動産・会社・法人・船舶等の登記申請代理

簡易裁判所訴訟代理

民事裁判・家事調停及審判の訴状・申立書作成・提出

各行政機関に対する書類の作成・提出

司法書士 行政書士

長栄善二郎事務所

事務所 境港市湊町84番地(市役所前)

TEL 44-6517番 FAX 44-4333番

メールアドレス:nagae123@eos.ocn.ne.jp